

# 香港の栄養表示制度

2009年8月 日本貿易振興機構（香港）

（免責事項）

本資料は、日本から香港への食品輸入、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。香港政府の作成した資料を基に和訳していますが、執筆後に規則が改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。この翻訳資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。

実際の輸入・販売を行う際には、香港政府の該当機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。

# 栄養表示に関する 勉強会 上級編

## 「改訂規則」に基づく 栄養表示規則適用免除 に関する質問

# 「食品」とみなされるのは どのような商品か？

- ✿ 食品とみなされる ✓
  - ⊕ 飲料
  - ⊕ チューインガム
  - ⊕ 食品や飲料、あるいはそれらの商品の下準備・調理の原材料・成分として使われる品目および物質

- ✿ 食品とみなされない ✗
  - ⊕ 動物や鳥、魚の飼料
  - ⊕ 薬としてのみ使用される品目や物質

# 「包装済み食品」とは何か？

- ✿ 全体あるいは部分的に包装されている食品で以下の両方を満たすもの
  - (a) 開封するか包装を変えない限り、その内容物に手を加えることはできない
  - (b) 1つの食品として、最終的な消費者もしくは飲食店に呈することができる状態になっている

# パン屋で販売されるパンや菓子に 栄養表示は必要か否か？

以下の製品には栄養表示は必要ない：

- ✳ 包装されていず、顧客に販売する時のみ包装されるパンや菓子
- ✳ 袋の口が封されていず、針金や粘着テープ、日付入り止め具で縛られてもいないパッケージに入ったパンや菓子

# 販売用の大きなパッケージに詰める小袋・小箱入り食品にはどのように栄養表示をするか？

- 包装材が透明であるか、小袋等に表示された全必須情報が見えるように設計されていない限り、大きなパッケージには小袋と同じか一貫した情報（栄養成分表を含む）が入った適正な栄養表示がなされていない

「改訂規則」付表6第1部に基づき  
栄養表示規則適用が免除される食品品目  
に関する質問

# 適用が免除される食品品目 第6

- ✿ 生鮮あるいは冷蔵、冷凍、乾燥された**果物**あるいは**野菜**で以下の両方が満たされている
  - (a) それ以外の成分が入っていない容器に詰められている
  - (b) その果物や野菜には、その他の**成分**は添加されていない



## 適用が免除される食品品目 第6

- 「**野菜**」にはキノコ(エノキタケなど)、菌類(白キクラゲ)、マメ類(グリーンピース、大豆など)を含むが、ナッツ(木の実など)や種(ピーナッツ)、米などの穀物は含まない
- 「**成分**」には糖、塩、その他の食品添加物が含まれる

# 適用が免除される食品品目 第14

- ✿ 包装済み食品で、
    - (a) 加工処理と最終消費者への販売が同一の場所でなされる、あるいは
    - (b) 最終消費者に販売される場所に隣接、あるいはごく近い場所で加工処理され、
- かつ、(a)や(b)に規定した場所以外で販売のために提供されることはないもの

# 適用が免除される食品品目 第14

- ※ 「ごく近い場所」は、近くの店、通りを隔てた店、同じビルや近くのビルの上階にあるユニットなどを意味する
- ※ これはケースバイケースで判断されることになる

# 適用が免除される食品品目 第14

- ✿ 食品がある場所で加工処理され、前々ページの (a) や (b) 以外の場所で販売される場合、(a) や (b) で販売される同じ食品にも適用は免除されるか？
- ✿ 免除されない。同一の食品が別々の場所で販売される場合、すべてが適用免除とはならない

「改訂規則」付表6 第2部に基づく  
少量販売商品に対する免除制度  
に関する質問

# 同一バージョンの食品とは、どう定義されるか？

- ある食品が同じバージョンであるかどうかを判断するにあたって、以下の特性が考慮される：  
成分、容器・包装のサイズ、フレーバー、製造業者あるいは包装業者の明細、容器その他の特徴
- 以上の特性の1つでも異なる場合、その食品は別のバージョンであるとみなされる。食品業者は、異なるバージョンの商品に関して別個の申請を提出しなければならない

同じ食品でも容器・包装サイズが異なる場合は、別のバージョンとみなされる





同じ食品でもフレーバーが異なる場合は、別のバージョンとみなされる





# 同一バージョンの食品とは、どう定義されるか？

- ※ 先に示した特性はすべて同じであるがパッケージのデザインや装飾が異なる場合、それらが別バージョンとみなされるか否かはケースバイケースで判断される
- ※ 食品業者は、検討用に製品の詳細とパッケージのサンプルを提出しなければならない

# 販売量はどのように数えるか？

- 販売量とは、**製造業者あるいは輸入業者のレベルにおける販売量**を指す（すなわち、小売業者や流通業者に販売した個数である）
- 小売業者が実際に最終消費者に販売した量を指すのではない
- 販売ユニットは、最終消費者に販売される包装入数（たとえば250 mL x 6個入り）を1単位とした数を指す。食品業者は申請書類にその旨を明記しなければならない

# 1パック6個入りで販売される飲料



# 販売量はどのように計算するか？

- 適用免除を許可された製品の販売量を計算する場合は、その製品に関する許可を得た業者すべてによって販売されたユニットの合計を指す
- それには、許可を得ていないその他の製造業者や輸入業者によって販売される同一商品の販売量は含まれない

# 食物安全中心(CFS)はいつ申請を受けつけるか？

- ✿ 改訂法律の施行は**2010年7月1日**
- ✿ CFSは**2009年9月1日**に申請処理を開始した

# 申請用紙

- ✿ 申請用紙(手書き用とオンライン用)はCFSのWebサイトからダウンロード可能
- ✿ 手書き用の用紙は、以下でも入手可能
  - ✦ CFS本部
  - ✦ Food Labelling Office(住所: 4 Hospital Road, Sai Ying Pun)
  - ✦ Small Volume Exemption Office(住所: M/F, Middle Road Carpark Building, Tsim Sha Tsui)

<http://www.cfs.gov.hk>

Public Forms  
公用表格(各種用紙)

Latest News  
最新消息(最新ニュース)

Nutrition Labelling Scheme  
營養資料標籤制度  
(栄養表示制度)

The screenshot shows the homepage of the Centre for Food Safety. At the top, there is a navigation bar with the logo and name of the Centre. Below this is a search bar and a menu. The main content area is divided into several sections:

- Seasonal Food Safety Tips:** A large banner featuring images of food and a crab.
- Food Alerts:** A section with a red header and a list of alerts, including one about Peanut Products with Suspected Salmonella Contamination.
- Latest News:** A central column with a list of recent news items, such as Human Swine Influenza and Food Safety, and Food Safety Focus (37th Issue, August 2009).
- Public Forms:** A link in the left sidebar that points to a page of public forms.
- Nutrition Labelling Scheme:** A link in the right sidebar that points to the nutrition labelling scheme page.

## 提供・提出すべき情報と文書

- ✿ 申請は、**個人名**または**企業名**で行うことができる
- ✿ 申請者は個人あるいは企業の明細、および
- ✿ 有効な商業登記証 (Business Registration Certificate、BRC) の謄本を提出しなければならない
- ✿ **個人名**による申請の場合は、BRCの謄本に加えてIDカード(身分証明書)のコピーも提出しなければならない



## 提供・提出すべき情報と書類

申請者は以下の製品情報を提出しなければならない

- ブランド名
- 食品名
- 正味重量/ 容量/ 入り数
- 原産国
- 製造者/ 包装者の明細
- 流通リスト(すなわち流通業者/小売業者の名称および住所)

## 提供・提出すべき情報と書類

- 申請者は、**食品名**および**ブランド名**がわかる商品の写真またはスキャン画像、および(該当する場合は)商品パッケージ上の**バーコード**の写真またはスキャン画像を提出しなければならない
- 申請者は上記の代わりとして、空の箱または包み紙を提出してもよい

# 記入済み申請書の提出

- ◆ 漏れなく記入済みの申請書は必要な書類とともに、Small Volume Exemption OfficeにEメール、郵送、ファックスで送付するか、直接提出することができる

# 適用免除の許可

- ✿ 多数の申請が見込まれるために、CFSは2009年10月末日前に提出された申請には、**2009年12月18日**までには結果を通知するよう最善を尽くす
- ✿ 承認書には、その商品に指定された**免除番号**が記載されている

# 免除の施行日

- 適用免除は、2010年7月1日に実施となる
- 申請者は、2010年8月から12月までの各月の1日を実施日として選ぶこともできる

# 免除の有効期間

- ◆ ある食品に対して複数の申請が異なる時期になされた場合、後からなされた申請に対する許可が有効なのは、以下のうちの早いほうまでである
  - (a) **最初の申請者**に与えられた免除の有効期限まで
  - (b) その製品の年間販売量が30,000ユニットを越えるまで

# 免除料の支払い

- ❁ 2010年7月1日に実施となった免除に対しては、申請者は2010年7月2日から2010年7月24日までに年間免除料\$345を支払わなければならない
- ❁ それ以降の実施日の場合、実施日前の指定された期間内に支払わなければならない

- 以上 -

ご静聴ありがとうございました